

法制事務のデジタル化に向けた取組について

2023年11月29日
国立印刷局

目次

- 1 背景
- 2 国立印刷局が求められている事項
- 3 国立印刷局の官報編集作業の各工程における課題と現状
- 4 国立印刷局の具体的な取組事項について
 - (1) 新たな官報システムの開発
 - ① 各省庁担当部門に対する官報入稿業務に関するヒアリング
 - ② 新たな官報システムの開発
 - ③ XMLを用いた官報紙面体裁の再現性調査
 - ④ e-LAWS対象外記事に対するXML構造定義
 - (2) 新たな配信システムの開発
- 5 課題・調整事項
- 6 新たな官報システムのR7年度に向けた想定スケジュール

1 背景

- (1) デジタル臨時行政調査会作業部会 法制事務のデジタル化検討チーム（第5回）
法制事務のデジタル化に向けた工程表（案）（抜粋）
 - ・国のインフラである法令等のデジタル正本（最新版の公式法令データベース）が常に参照できる環境の早期実現
 - ・改正後データの直接編集及び改正法案の自動作成を実現するためのデータ構造・XMLエディタに関する、政省令レベルでの概念実証（PoC）を実施
 - ① 条文エディタの開発
 - ・改正後の条文データの直接編集及び改正法案の自動作成を行うエディタの検討
 - ② 官報フォーマットとの連携検討
 - ・官報公布工程との、構造化データによる法令データ共通化の検討
 - (2) デジタル臨時行政調査会作業部会（第11回）（抜粋）
経済界要望を踏まえた行政手続などのデジタル完結に向けて
 - ・電子官報の実現に向けて
 - 行政手続における書面の廃止（一部対応済） やデータの再利用ができない
(経済界要望)
- ※第212回臨時国会において、官報の発行に関する法律案が審議中

2 国立印刷局が求められている事項

(1) 法令データ共通化

法令データベースに格納されている法令データを官報の入稿データとする対応が必要。

- ・現在は、一太郎及びWordデータを官報の入稿データとしており、法令データのデータ形式であるXMLの入稿は想定されていない。

(2) 機械可読なデータ形式での配信

広く官報データ（センシティブな情報を除く）の利活用を図るため、XML等、機械可読なデータを配信する対応が必要。

- ・現在の組版ソフトからは、機械可読データの作成が出来ない。そのため、国立印刷局が配信しているデータ形式はPDFとHTMLであり、機械可読性が低い。

3 国立印刷局の官報編集作業の各工程における課題と現状

表1 官報における課題と現状

工程	課題	現状
入稿	入稿手段の効率化	官報に掲載する記事の入稿データは連絡を受けて国立印刷局職員が取得
組版	編集作業の効率化、期間短縮	入稿データを基に、手作業で体裁情報付加
配信	機械可読なデータ形式で官報を配信	国立印刷局が配信している官報のデータ形式はPDFとHTML



官報業務におけるBPR実現へ向けた取組が急務

4 国立印刷局の具体的な取組事項について

表2 具体的な取組事項

取組内容	目的	備考
(1) 新たな官報システムの開発		
① 各省庁担当部門に対する官報入稿業務に関するヒアリング	UIに配慮した新たな官報システムの仕様に係る調査	
② 新たな官報システムの開発	編集作業の効率化等	データ共通化
③ XMLを用いた官報紙面体裁の再現性調査	XMLを用いた官報紙面の再現度等の確認	
④ e-LAWS対象外記事に対するXML構造定義	官報記事全体のXMLデータ化 (自動組版)	
(2) 新たな配信システムの開発	機械可読なデータのインターネット配信	経済界要望

4 - (1) - ① 各省庁担当部門に対する官報入稿業務に関するヒアリング

- ・ 各省庁の96部門に新たな官報システムの仕様に係るヒアリングを実施

表3 ヒアリング結果

(実施期間：令和5年4月7日～5月8日)

No.	質問	回答
1	過去の記事を参考にデータを流用して原稿を作成	作成している 8割
2	上記の内、5年前までの記事を参考にしている部門	参考にしている 7割
3	原稿のひな型（テンプレート）の必要性を感じている部門	必要である 9割
4	電子入稿（システム連携）を希望する部門	電子入稿希望 8割
5	入稿前に体裁を確認できる機能があったら利用する部門	利用する 9割
6	上記の内、確認結果を決裁利用に使用する部門	利用する 5割 不明 4割
7	入稿から公布までの期間短縮に伴う業務への影響（効果）	効果あり 3割

4 - (1) - ② 新たな官報システムの開発

表4 新たな官報システムの開発による影響（想定）

項目	現状	新たな官報システム運用開始後
入稿データ	一太郎/Word	XML
入稿方法	各省庁担当者がe-LAWSへ入稿データ登録後、国立印刷局へ電話連絡	電話連絡の不要
編集方法	入稿データを基に手動で体裁情報付加	自動で体裁情報付加
校正/回校作業	人の目で校正。各省庁担当者が編集体裁の確認、赤字修正（回校）	各省庁担当者が入稿前に官報掲載体裁を確認
印刷	官報本紙、号外、政調、特別号外	官報本紙、号外、政調、特別号外 ※新たな冊子形態も想定
データ化	PDF、HTML	左記に加えて XML等、機械可読なデータ形式
入稿から掲載までの期間	約2週間前～前日10：00（一部記事）	現状より期間短縮

4 - (1) - ③ XMLを用いた官報紙面体裁の再現性調査

ア アンテナハウスフォーマッタによる再現性の確認（サンプル調査）

- ・再現性を確認中（令和6年2月末まで）

イ サンプル調査によって、現時点で判明している課題

- ・特別な組版体裁情報の付加が必要
- ・フォーマッタで組版した体裁の一部で数値が折りがえってしまう。

（イメージ参照）

組版ソフト	予算
既存の組版ソフト	123,456,789
アンテナハウス フォーマッタ	123,456,7 89

桁が入りきらず
折り返されてしまう

図1 折りがえりイメージ

4 - (1) - ④ e-LAWS対象外記事に対するXML構造定義

表5 e-LAWS対象外記事に対するXML構造定義

項目	内容
目的	e-LAWS対象外記事の自動組版対応
実施内容	e-LAWS対象外記事（次ページ参照）に対して独自にXML構造（XMLスキーマ）を定義
現時点で判明している課題	記事の特性に応じた複数のXML構造を定義

4 - (1) - ④ e-LAWS対象外記事に対するXML構造定義

表6 官報掲載記種別事一覧

: e-LAWS対象外記事

記事種別	掲載内容	記事種別	掲載内容
憲法改正	日本国憲法第九十六条による改正が行われる場合に公布	国会事項	規則、規定の制定・改正、会議・議事日程、議案関係等を掲載
詔書	天皇陛下が行われる国事行為の一つ	人事異動	内閣、中央省庁、都道府県、政令指定都市の主要な人事異動を掲載
法律	国会で制定された法律の公布	叙位・叙勲	位階、勲等に叙せられた者の氏名等を掲載
政令	内閣が制定する命令の公布	褒賞	褒章を授与された者の氏名・団体名等を掲載
条約	外国又は国際機関との合意、成立事項の公布	皇室事項	行幸啓、新任式・認証官任命式等のご公務、御祝電等を掲載
最高裁判所規則	最高裁判所が定めた規則の公布	官庁報告	国家試験の公示・合格者公告、最高裁判所判決、公聴会の開催等官庁からの報告事項を掲載
内閣官房令	中央人事行政機関が定めた命令の公布	資料	各省庁の作成した資料を掲載
内閣府令	内閣府が定めた命令の公布	地方自治事項	都道府県知事、政令指定都市の市長選挙結果を掲載
復興庁令	復興庁が定めた命令の公布	官庁公告	公示伝達、行政処分、国家資格保有者の懲戒処分、免許取消し、押収物還付など
デジタル庁令	デジタル庁が定めた命令の公布	裁判所公告	相続、公示催告、失踪、破産、免責、会社更生など
内閣府令・省令など	内閣府と各省庁が共同で定めた命令の公布	特殊法人等公告 (独立行政法人等の公告)	財務諸表、組織解散等、国家資格保有者の登録・登録抹消等、所管事項の承認・認定など
省令	各省庁が定めた命令の公布	地方公共団体公告	地方債償還、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬など
規則	会計検査院、人事院、各委員会等が定めた規則の公布	会社その他公告	組織変更、合併、解散など
庁令	海上保安庁が定めた命令の公布	会社決算公告	—
訓令	官庁が管轄の下級官庁に対し定めた命令の公布	政府調達公告	WTO政府調達協定によるものなど(政府調達公告板に掲載)
告示	国の機関が決定した事項を広く知らせるための告示		

4 - (2) 新たな配信システムの開発

表7 現行の配信システムと新たな配信システムの違い（想定）

項目	現行の配信システム	新たな配信システム
データ連携元	現行の官報システム	新たな官報システム
配信データ	PDF、HTML	左記に加えて XML等、機械可読なデータ形式
構築場所	オンプレミス（国立印刷局内）	クラウド（ガバメントクラウドを想定）

※新たな配信システムの構築に先駆け、XML等、機械可読なデータ形式を配信するための配信システムを開発する。

5 課題・調整事項

(1) 新たな冊子形態の掲載体裁について

→現在の官報体裁を完全再現することは困難（8ページ参照）

(2) e-LAWSからの入稿データ（法令データ）仕様等について

→デジタル庁PoCにおいて、e-LAWSのもつ法令データ構造の更改

(3) e-LAWSとのシステム連携について

→ガバメントクラウドの利用（デジタル庁ガバメントクラウド班と調整中）



法制事務のデジタル化及び官報業務におけるBPRの実現に向け、関係機関等と協力、調整し、取組を進める。

6 新たな官報システムのR7年度の仮運用に向けた想定スケジュール

案件	年度	R 5 年度						R 6 年度						R 7 年度																	
		9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			
4-(1)新たな官報システムの開発	②新たな官報システムの開発	設計・開発						PoC対応運用・改修						仮運用																	
	③XMLを用いた官報紙面体裁の再現	調査																													
	④e-LAWS対象外記事に対するXML構造定義																									調査・定義					
	4-(2)新たな配信システムの開発							設計・開発						テスト						仮運用											
5 課題・調整事項	(1)新たな冊子形態の掲載体裁	関係機関等と調整																													
	(2)e-LAWSからの入稿データ仕様等	関係機関等と調整																													
	(3)e-LAWSとのシステム連携	関係機関等と調整																													

※スケジュールについては、想定であり、状況等により変更となる場合がある。仮運用を踏まえて、R 8年度以降も適宜調整。
 ※4-(1)-①各省庁担当部門に対する官報入稿業務に関するヒアリングについては令和5年4月7日~5月8日に実施済。

図2 想定スケジュール